



多久市立東原摩舎西溪校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

いじめは人権の侵害であり、児童生徒の身体および人格を傷つけ、時として生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、決して許されるものではない。そのため、いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるという認識をもち、学校全体で組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域・関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に対する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（H25.6.28 いじめ防止対策推進法から）

「いじめ解消」の定義

少なくとも次の2つの要件を満たしていること

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも認知から3か月が経過）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- (1) 学校の全教育活動を通じて、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進する。そのために、児童生徒・教職員・保護者がより良く連携し、一丸となっていじめ防止に努める。

○すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な問題に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。

- (2) 学校は、組織として学級や学年、部活動等の集団が望ましい集団として、生活・学習・活動を展開できるように、教職員が常に共通理解と協働制を生かして、支持的風土の学校づくりの中で児童生徒一人一人の自己有用感や自己存在感の涵養に努める。

○いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにする。

- (3) 学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、児童生徒一人一人が自他共に尊重する精神を養うために、特に道徳教育及び外部人材と連携した体験活動の充実を図る。

○いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

- (4) いじめ防止策については、「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点を重視し、計画的・継続的ないじめ防止対策を講じる。

○特に、「未然防止」「早期発見・早期対応」「再発防止」を強化する。

3 いじめ防止等のための組織づくり

(1) 学校いじめ・問題行動等対策委員会の設置と役割

「いじめ防止対策推進法」に基づき、「学校いじめ・問題行動等対策委員会」を設置する。委員会の開催については、定例対策委員会と重大事案発生時の対策委員会の2通りの考え方で運営する。協議内容は、①学校におけるいじめ等の防止等のための対策の充実に関すること、②学校で発生したいじめ等について、指導や支援体制及び対応方針を決定するとともに、いじめ等の解消及び再発防止に関することを扱う。

(2) いじめの未然防止の対応及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針に沿って学校全体として取り組む。いじめ覚知後は「いじめ防止対策推進法」の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び「学校の危機管理マニュアル」に沿って必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

いじめの態様及び特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、義務教育学校のよさを生かし、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体をととして組織的に取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の充実

地域・家庭との連携を生かして、自分に自信をもち、相手を思いやる心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置づけを明確にした道徳教育及び人権教育を推進する。具体的には、保護者参加型のふれあい道徳や人権集会等の取組を行う。

(2) 児童生徒の自主的な取組への支援

児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう西溪会活動等を充実させ、「いじめゼロ宣言」の徹底に努める。

(3) 「いじめ・体罰防止強化月間」及び職員研修の設定

6月及び11月を「いじめ・体罰防止強化月間」に設定し、毎月行う児童生徒を対象とした生活調査(あくしゅアンケート)だけでなく、保護者を対象としたアンケート調査を行い、細やかな実態把握に努めるとともに、いじめ防止に関する職員研修を設定する。

(4) SNSを通じて行われるいじめ防止の取組

児童生徒の情報機器の使用状況を調査したり、情報モラル教育講演会を開催したりして、実態に応じた情報モラル教育の充実に努める。

(5) 学校・家庭・地域・関係機関が一体となった取組

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について、学校より発出する通信等により、育友会、学校運営協議会、青少年育成協議会等に働きかけるなどいじめ問題の理解と協力を求める啓発活動を行うことで連携を図る。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは、大人の目の届かない時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ほんの些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもち、早期からの適切な対応により積極的な覚知に努める。

(1) 相談体制の整備

① 担任等による観察及び面談等

担任を中心に全職員で日頃から観察や情報収集、情報共有に努める。また、「教育相談週間」を設け、事前アンケート等を活用した個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる事案は保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等とも情報共有し、迅速かつ適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」で面談日程等を周知し、希望に応じて日程調整を行う。

③ 相談窓口の充実

相談窓口を設けて周知するとともに、担当が相談を受けた場合は直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し、適切に対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式及び学校独自の「生活調査（あくしゅアンケート）」を定期的かつ計画的に行い、いじめの未然防止及び早期発見に努める。

6 いじめ事案への対応

いじめを覚知した場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童生徒を守り、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの「覚知」

各職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、管轄教育委員会に「覚知報告」を行う。

② いじめの「認知」

覚知後、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に基づき、認知の判断をする。いじめを認知した場合は、対策委員会で被害・加害生徒、保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し、関係者に指示する。さらに、事案の状況に応じ、外部委員等を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、指導体制及び対応方針については、関係保護者と情報を共有するとともに、認知後約1週間を目途に管轄教育委員会に「認知報告」を行う。

なお、認知したいじめがすでに解消したものであれば、学年主任及び担任等により、被害加害児童生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

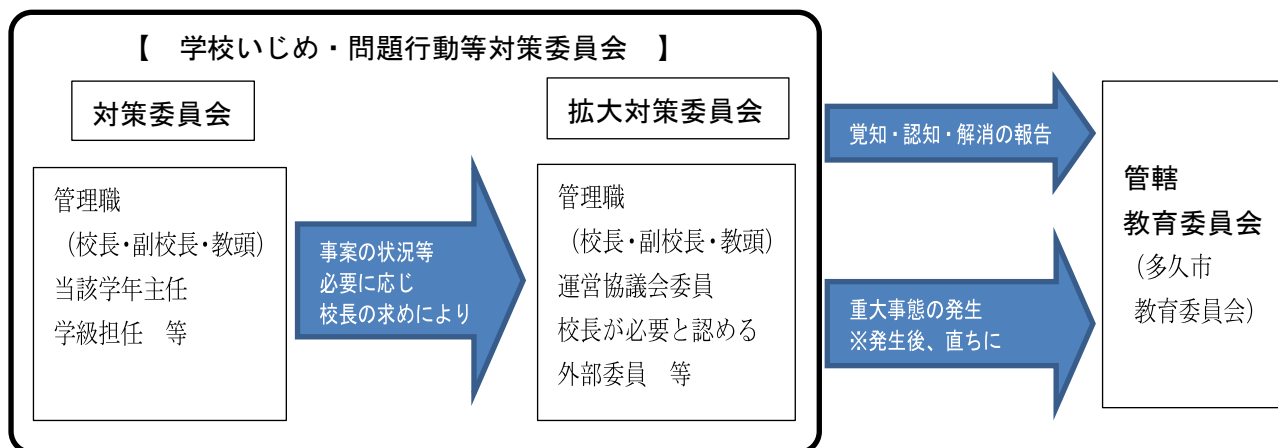
③ 情報の記録及び共有

各職員は、「教育現場における安全管理の手引き」及び「学校の危機管理マニュアル」に沿って対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、共有する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに直轄教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

(3) 対応のフロー図



7 いじめの再発防止の取組

被害児童生徒へのケア、加害児童生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場を設定する等、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。いじめ解消の定義に従って解消の判断をし、解消に至った場合は、管轄教育委員会に「解消報告」を行う。

8 職員研修

- 4月 いじめの定義、組織的対応についての周知徹底
- 8月 いじめへの対応力向上、情報モラル教育の推進を図る全体研修の実施
- 3月 いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組について検討

9 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関するチェックリスト

「いじめの問題に関するチェックリスト」に基づいて定期的に自己点検を行い、いじめ問題の対応について改善充実を図る。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。2学期末と年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。

附則

(施行期日)

この方針は、令和5年5月1日から施行する。

・令和6年6月1日 1部改訂